

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(仙台市指定 第0475401139号)

当事業所はご契約者に対して、指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方々が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	10
附属文書	12
・ 事業所の概要 ・ 職員の配置状況 ・ 契約締結からサービス提供までの流れ	
・ サービス提供における事業者の義務 ・ サービスの利用に関する留意事項	
・ 損害賠償について ・ サービス利用をやめる場合	

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 庄慶会
(2) 法人所在地 仙台市青葉区五橋二丁目11番1号
(3) 電話番号 022-223-1025
(4) 代表者氏名 理事長 庄司 功
(5) 設立年月日 昭和25年12月28日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成16年 9月15日指定
※当事業所は指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム
サン・つばき に併設されています。

- (2) 事業所の目的 介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、又必要な居室及び共用施設等を使用させ、短期入所生活介護に係る介護保険給付対象サービス及び対象外のサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人 庄 慶 会 特別養護老人ホーム サン・つばき
- (4) 事業所の所在地 宮城県仙台市太白区越路7番7号
- (5) 電話番号 022-722-2220
- (6) F A X 番号 022-215-2448
- (7) 事業所長(管理者) 庄子 敏明
- (8) 事業所方針 『自分らしく 自分のリズムで 自分の生活を』
- (9) 開設年月日 平成16年9月17日
- (10) 営業日及び受付時間

営業日	年中無休
受付時間	月曜日～日曜日 9時～17時

- (11) 利用定員 20人(長期50人)

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は全室個室で洗面台を備え、冷暖房完備です。日常生活は、10人ずつのユニットケアを基本にしています。ユニット毎に、食堂・リビング・浴室があり、トイレ6か所を設置しております。

居室・設備の種類	室数	備考
居室(一人部屋)	20室	2ユニット、各室洗面台つき
共同生活室	2室	各ユニットに1室(食堂・リビングほか)
便所	12か所	各ユニットに6か所
浴室	2室	各ユニットに1室、一般浴槽
汚物処理室	2室	各ユニットに1室
機械浴室	(1室)	併設する指定介護老人福祉施設の施設設備を利用します。
医務室	(1室)	
厨房	(1室)	
洗濯室	(1室)	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務付けられている施設・設備です。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈 主な職員の配置状況 〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

R5.6.1 現在

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 生活相談員	1名	1名
3. 介護職員	7.38名	7名
4. 看護職員（機能訓練指導員と兼務1名）	1名	うち看護職員1名
5. 医師	（非常勤）	必要数
6. 管理栄養士	1名	1名

※常勤換算…職員それぞれの週あたりの勤務時間総数を、当事業所における常勤職員の所定の勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈 主な職種勤務体制 〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週1回 14:00～15:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 7:30～16:30 2名 日勤A 8:45～18:00 (勤務割当により配置しない日があり) 日勤B 10:00～19:15 (勤務割当により配置しない日があり) 遅番 11:15～20:15 2名 夜間 18:45～ 8:15 1名
3. 看護職員 (兼機能訓練指導員)	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 8:00～17:15 1名 日勤 8:45～18:00 1名 (勤務割当により配置しない日があり) 遅番 9:45～19:00 1名 夜間 19:00～ 8:00 1名(オンコール)

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金の9割又は8割又は7割が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分(9割又は8割又は7割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事に関する栄養管理（但し、食材料費及び調理にかかる費用は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況、生活習慣及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 7：30～9：00 昼食 12：00～13：30 夕食 18：00～19：30

②入浴

- ・入浴又は清拭を一週間に最低2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④生活機能訓練

- ・看護師及び担当者により、ご契約者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・ご契約者が相互に社会的関係を築き、それぞれの役割を持って生活できるよう配慮します。
- ・教養、趣味、娯楽などの活動をしていただく機会を作るよう配慮します。

〈1日あたりのサービス利用料金〉（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。また、所得に応じ1割負担又は2割負担又は3割負担（「介護保険負担割合証」に記載される負担割合）になります。

1割負担の場合のサービス利用料金

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	7,189円	7,892円	8,656円	9,379円	10,082円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,470円	7,102円	7,790円	8,441円	9,073円
3. サービス利用に係る自己負担(1-2)	719円	790円	866円	938円	1,009円

上記の金額に加算対象サービスのそれぞれの料金の1割が加算されます。

2割負担の場合のサービス利用料金

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	7,189円	7,892円	8,656円	9,379円	10,082円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,751円	6,313円	6,924円	7,503円	8,065円
3. サービス利用に係る自己負担(1-2)	1,438円	1,579円	1,732円	1,876円	2,017円

上記の金額に加算対象サービスのそれぞれの料金の2割が加算されます。

3割負担の場合のサービス利用料金

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	7,189円	7,892円	8,656円	9,379円	10,082円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,032円	5,524円	6,059円	6,565円	7,057円
3. サービス利用に係る自己負担(1-2)	2,157円	2,368円	2,597円	2,814円	3,025円

上記の金額に加算対象サービスのそれぞれの料金の3割が加算されます。

<加算対象サービス>

以下のサービスを利用される場合にはそれぞれの料金が加算されます。

◎当施設では、介護従業者の専門性などのキャリアに着目した評価として、常勤職員を75%以上配置しているため、上記料金に、1日につき下記の料金が加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1. サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	61円	61円	61円
2. うち、介護保険から給付される金額	54円	48円	42円
3. 自己負担（1-2）	7円	13円	19円

◎医師の食事せんに基づく腎臓病食や糖尿病食等の提供を受けたご契約者については、上記料金に1日3食を限度とし、1食を1回として1回あたり下記の料金が加算されます。（経管栄養のための濃厚流動食は対象外）

	1割負担	2割負担	3割負担
1. 療養食加算	82円	82円	82円
2. うち、介護保険から給付される金額	73円	65円	57円
3. 自己負担（1-2）	9円	17円	25円

◎ケアマネジャーが必要と認めた場合、送迎サービスを利用できます。送迎地域は仙台市内となります。片道につき下記の料金が加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1. 送迎加算	1,900円	1,900円	1,900円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,710円	1,520円	1,330円
3. 自己負担（1-2）	190円	380円	570円

◎当施設を利用するに際し、居宅において訪問看護の提供を受けていたご契約者が、当該訪問看護事業所から派遣された訪問看護師により、健康上の管理等を受けることができます。その場合、上記料金に1日につき下記の料金が加算されます。

但し、訪問看護の提供を受けるにあたっては、当該訪問看護事業所と当法人の間で事前の契約締結が必要となります。

	1割負担	2割負担	3割負担
1. 在宅中重度者受入加算	4,390円	4,390円	4,390円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,951円	3,512円	3,073円
3. 自己負担（1-2）	439円	878円	1,317円

◎医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であると判断をしたご契約者において、ご契約者又はご家族の同意の上、当施設の利用を開始した場合、利用開始日より7日間に限り、上記料金に1日につき下記の料金が加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1. 認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,066円	2,066円	2,066円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,859円	1,652円	1,446円
3. 自己負担(1-2)	207円	414円	620円

◎若年性認知症(40歳以上65歳未満)のご契約者については、上記料金に1日につき下記の料金が加算されます。但し、「認知症行動・心理症状緊急対応加算」が加算されている場合を除きます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1. 若年性認知症利用者受入加算	1,239円	1,239円	1,239円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,115円	991円	867円
3. 自己負担(1-2)	124円	248円	372円

◎長期利用者に対する短期入所生活介護サービス利用料金(1日あたり)について、居宅へ戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続して30日を超えて利用された場合、連続30日を超えた日から1日あたり下記の料金をお支払いいただきます。

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,879円	7,582円	8,346円	9,069円	9,772円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,191円	6,823円	7,511円	8,162円	8,794円
3. サービス利用に係る自己負担(1-2)	688円	759円	835円	907円	978円

◎介護職員の処遇改善を後退しないよう、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進めていきます。全ご契約者が加算対象となります。尚、当施設の介護職員処遇改善の取組みは介護職員処遇改善加算(Ⅲ)に該当しています。

介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (全契約者に加算)
1ヶ月の所定単位数(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)にサービス別加算率(3.3%)を乗じた単位数が加算されます

◎コロナ克服等経済対策の一環として介護職員の処遇改善を後退しないよう、更なるサービスの質の向上、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進めていきます。全ご契約者が加算対象となります。1ヶ月の所定単位数(基本サービス費+各種加算を加えた総単位数)にサービス別加算率(1.6%)を乗じた単位数が上記負担額に加算されます。

介護職員等ベースアップ等支援加算 (全契約者に加算)

1ヶ月の所定単位数(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)にサービス別加算率(1.6%)を乗じた単位数が加算されます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する滞在費(室料及び光熱水費相当)及び食費(食事の材料及び調理にかかる費用相当)は別途いただきます。

但し、特定入所者介護サービス費の対象者は、一部、介護保険より補足給付があります。(下記(2)①②参照)

☆介護保険からの給付額及び特定入所者介護サービス費の補足給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第7条)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担になります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①滞在費

ご契約者の滞在に要する費用です。(室料及び光熱水費相当)

料金：1日あたり 2,006円

②食費

ご契約者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用相当です。

料金：1日あたり 1,445円(朝445円、昼500円、夕500円)

但し、①及び②について、特定入所者介護サービス費の対象者(利用者負担段階第1段階から第3段階①②に該当する方のうち、預貯金などの額が一定額以下の方)は、下記の料金表のとおり、利用者負担段階に応じて負担限度額(「介護保険負担限度額認定証」に記載される負担限度額)をお支払いいただきます。基準費用額との差額は、介護保険より補足給付されます。

なお、第4段階以上の方は、基準費用額相当の全額をお支払いいただきます。介護保険からの補足給付はありません。

但し、入退所日及び外出等により1日3食摂られない場合は、1食ごとに設定した料金の合計額をお支払いいただきます。

利用者負担段階	滞在費（日 額）		食 費（日 額）	
	基準費用額	負担限度額	基準費用額	負担限度額
第1段階	2,006円	820円	1,445円	300円
第2段階				600円
第3段階①		1,310円		1,000円
第3段階②				1,300円
第4段階	2,006円		1,445円	

③理容・美容

理容師・美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

料金： 調髪 1,500円・顔剃り 700円・パーマ 3,000円・毛染め 3,000円

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金：一枚につき 10円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

◎おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑥テレビ個室貸出サービス

ご契約者は、個室で利用するテレビの貸出を受けることができます。

料金：1日あたり 10円

☆①～⑥について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

仙台市 泉区役所 保健福祉センター 介護保険課 介護保険係	所在地 仙台市泉区泉中央2-1-1 電話番号 022-372-3111 受付時間 9:00~17:00
宮城県 国民健康保険団体連合会	所在地 仙台市青葉区上杉1丁目2-3 電話番号 022-222-7079 受付時間 9:00~17:00
宮城県社会福祉協議会	所在地 仙台市青葉区本町3丁目7-4 電話番号 022-225-8476 受付時間 9:00~17:00

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護事業所 社会福祉法人 庄 慶 会 特別養護老人ホーム サン・つばき

説明者職名.....氏名.....印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等で契約者並びに契約者の家族等の個人情報を用いるほか、医療機関・居宅介護支援事業者への情報の提供を含め、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契 約 者
住所.....

氏名.....印

身元保証人
住所.....

氏名.....印

(契約者との続柄.....)

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 四階建

(2) 建物の延べ床面積 5,601.04㎡

(3) 併設事業

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

[指定介護老人福祉施設] 平成16年 9月15日指定

仙台市指定 第0475401139号 定員50名

[指定通所介護] 平成16年 9月15日指定

[指定介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業] 平成29年 8月 1日指定

仙台市指定 第0475401147号 定員20名

(4) 事業所の周辺環境

広瀬川のせせらぎ、野鳥のさえずり、青々とした樹木。そんな豊かな自然に囲まれながらも、地下鉄愛宕橋駅から徒歩5分と好立地な環境に恵まれている。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。
10.1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康上の管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。2.2名の看護職員を配置しています。

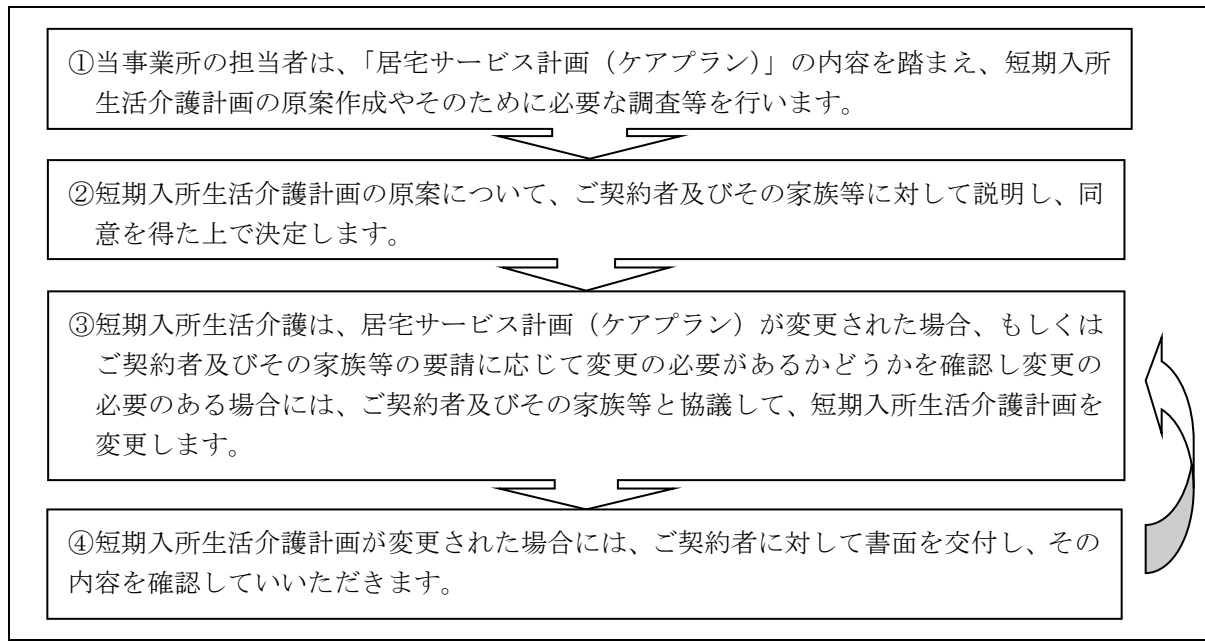
機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配属しています。
看護職員が兼ねる場合もあります。

管理栄養士…ご契約者の食事に関する栄養管理を行います。
1名の管理栄養士を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康上の管理及び療養上の指導を行います。

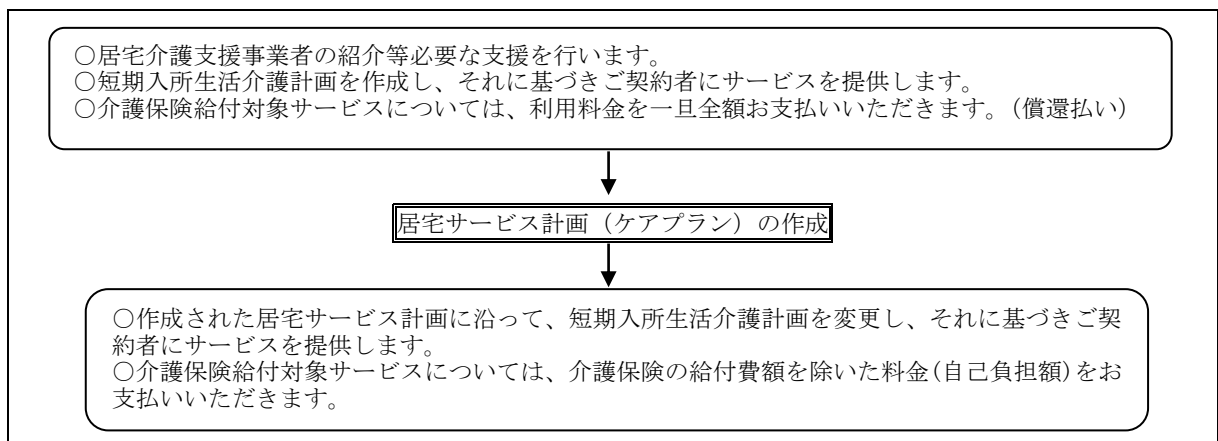
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。
(契約書第3条参照)

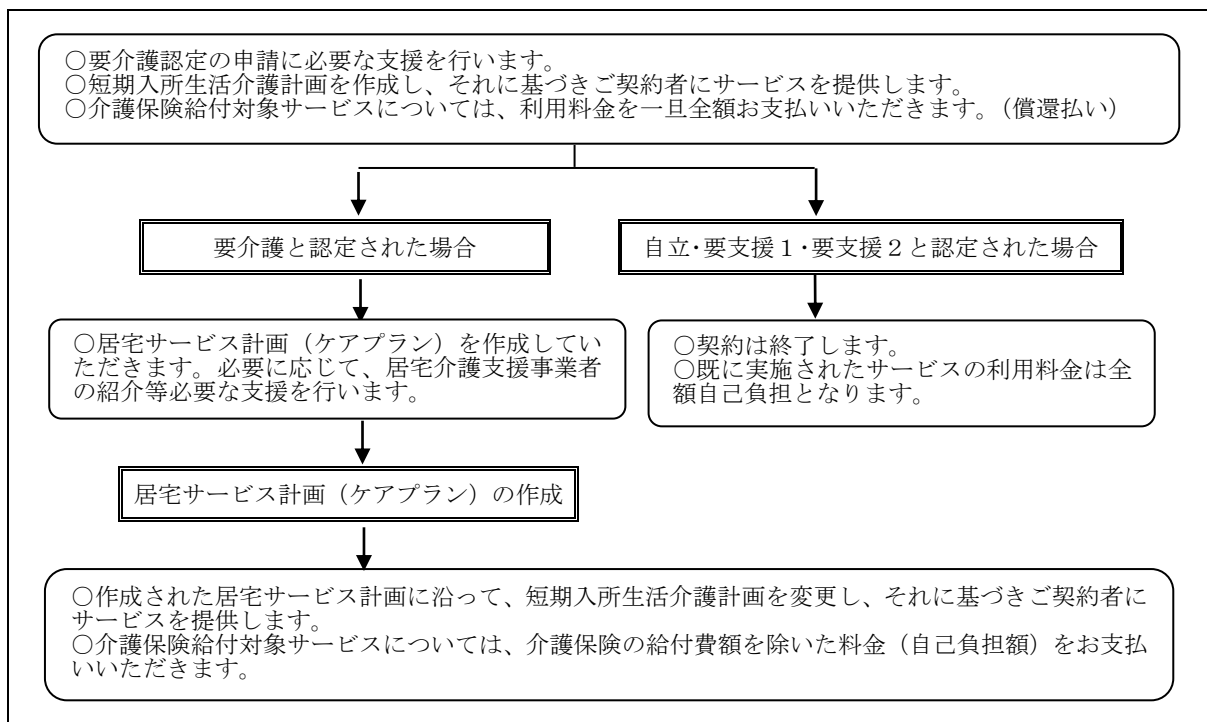


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通です。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ②ご契約者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行います。
- ③事業者及びサービス従事者又は従業員は、感染症、食中毒の予防及び蔓延防止に努めます。
又、発生した場合は、医療機関や保健所、市町村の関係機関と連携し、感染拡大の防止、報告等、必要な措置を講じます。
- ④ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取し確認します。
- ⑤ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、例外的にご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために、緊急やむを得ず実施する場合は、ご家族の同意を得るとともに、記録を作成するなど、適正な手続きにより一時的に身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者の身体に急変その他緊急に処すべき事態・事故等が発生した場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡し、指示に従い適切な医療処置を行うと共に、家族及び管理者、市町村への報告等必要な措置を講じます。また、事故の場合は改善策を定めてサービス従事者等に周知徹底し、再発防止に努めます。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者及びご家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)

但し、より良い介護サービスを提供するためサービス担当者会議等で、ご契約者又はご家族の情報をを用いる事がある他、ご契約者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関、介護支援事業所等にご契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

その他、ご契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を得た上で、ご契約者又はご家族等の個人情報を用いることができるものとします。

- ⑧ご契約者に提供したサービス及び事故発生について記録を作成し、5年間保管するとともにご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但しその場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

火災防止のため、事業所内の定められた場所以外での喫煙はできません。

(3) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 嘱託医

医療機関の名称	あらまち内科クリニック 院長 矢 ^や 尾 ^お 板 ^{いた} 啓 ^{ひらく}
所在地	仙台市若林区荒町123 123ビル2階
診療科	内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科

②協力医療機関

医療機関の名称	内科河原町病院
所在地	仙台市若林区南小泉字八軒小路4
診療科	内科
医療機関の名称	財団法人 光ヶ丘スペルマン病院
所在地	仙台市宮城野区東仙台6丁目7-1
診療科	内科、婦人科、小児科
医療機関の名称	イムス明理会 仙台総合病院
所在地	仙台市青葉区中央四丁目5-1
診療科	内科、消化器科、外科、眼科、皮膚科、整形外科、婦人科

③協力歯科医療機関

医療機関の名称	アート歯科クリニック
所在地	仙台市青葉区角五郎二丁目17-12

6. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約終了の申し入れが無い場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立・要支援1・要支援2と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）。
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）。

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。
その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。
但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷付け、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者をご契約者の身体・財物・信用等を傷付けた場合、もしくは傷付ける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者によるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。